

水質汚濁に係る農薬登録基準として 環境大臣の定める基準の設定に関する資料 (案)

資料目次

| | 農薬名 | 基準設定 | ページ |
|---|--|------|-----|
| 1 | イソプロカルブ (MIPC) | 既登録 | 1 |
| 2 | クロルピリホス | 新規 | 5 |
| 3 | プロパニル | 既登録 | 9 |
| 4 | 2,4-Dイソプロピルアミン塩(2,4-PAイソプロピルアミン塩)、2,4-Dエチル(2,4-PAエチル)、2,4-Dジメチルアミン塩(2,4-PAジメチルアミン塩)及び2,4-Dナトリウム塩一水化物(2,4-PAナトリウム塩一水化物) | 既登録 | 14 |

平成 31 年 3 月 14 日

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

評価農薬基準値（案）一覧

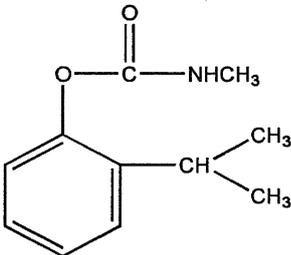
| 農薬名 | 基準値(mg/L) |
|--|---------------|
| 1 イソプロカルブ（MIPC） | 0.01 |
| 2 クロルピリホス | 0.002 |
| 3 プロパニル | 0.042 |
| 4 2,4-Dイソプロピルアミン塩（2,4-PAイソプロピルアミン塩）、2,4-Dエチル（2,4-PAエチル）、2,4-Dジメチルアミン塩（2,4-PAジメチルアミン塩）及び2,4-Dナトリウム塩一水化物（2,4-PAナトリウム塩一水化物） | 2,4-Dとして0.026 |

水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料

イソプロカルブ（MIPC）

. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

| | | | | | |
|----------------|---|-----|-------|---------|-----------|
| 化学名 (IUPAC) | 2 - イソプロピルフェニル = メチルカルバマート | | | | |
| 分子式 | C ₁₁ H ₁₅ NO ₂ | 分子量 | 193.2 | CAS NO. | 2631-40-5 |
| 構造式 |  | | | | |

2. 作用機構等

イソプロカルブ（MIPC）は、カーバメート系の殺虫剤であり、その作用機構はコリンエステラーゼ活性阻害である。

本邦での初回登録は 1966 年である。

製剤は水和剤が、適用農作物等は芝がある。

原体の輸入量は 50.0 t（平成 29 年度）であった。

年度は農薬年度（前年 10 月～当該年 9 月）、出典：農薬要覧-2018-（（一社）日本植物防疫協会）

3. 各種物性等

| | | | |
|--------|--|-------------------|-----------------------------------|
| 外観・臭気 | 白色固体結晶、樟脳臭 (26) | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}} = 21 - 58 (25)$ |
| 融点 | 92.2 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 2.32 (25)$ |
| 沸点 | 177 で分解のため測定不能 | 生物濃縮性 | - |
| 蒸気圧 | $2.8 \times 10^{-3} Pa (20)$ $3.5 \times 10^{-2} Pa (40)$ | 密度 | $1.2 g/cm^3 (20)$ |
| 加水分解性 | 半減期 1 年以上 (25、pH4) 353 日 (25、pH7) 5.3 日 (25、pH9) | 水溶解度 | 270 mg/L (20) |
| 水中光分解性 | 6 日間安定 (滅菌蒸留水、pH5.97、25、634.4 W/m ² 、300 - 800 nm) 半減期 41.4 日 (滅菌自然水、pH7.80、25、634.4W/m ² 、300 - 800nm) 46.8 日 (東京春季太陽光換算 362 日) (蒸留水、25、765 W/m ² 、300 - 800 nm) | | |

. 安全性評価

| | |
|--|------------------|
| 非食用農薬一日摂取許容量 (非食用農薬 ADI) | 0.004 mg/kg 体重/日 |
| イソプロカルブ (MIPC) の各種試験成績の評価結果に基づき、イソプロカルブ (MIPC) の非食用農薬 ADI を 0.004 mg/kg 体重/日と設定する。 ¹⁾ なお、この値は各試験で得られた無毒性量のうち最小値 0.4 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。 | |

¹⁾ 本剤は、食用農作物への適用が申請されておらず、登録申請に伴う食品安全委員会による食品健康影響評価は行われていない。このため、非食用農作物専用農薬安全性評価検討会において非食用農薬 ADI を設定した (資料 5 - 2 参照)。

．水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1．製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム（（独）農林水産消費安全技術センター）によれば、本農薬は製剤として水和剤があり、適用農作物等は芝がある。

2．水濁 PEC の算出（1）非水田使用時の水濁 PEC（第 1 段階）

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

| PEC 算出に関する使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|----------------------------|---|--|-------|
| 適用農作物等 | 芝 | I ：単回・単位面積当たりの有効成分量（有効成分 g/ha） （左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値 （製剤の密度は 1 g/mL として算出）） | 9,000 |
| 剤 型 | 45%水和剤 | N_{app} ：総使用回数（回） | 4 |
| 当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 算出値 | 2,000 mL/10a （1,000 倍希釈した薬液を 10a 当たり 2,000 L 使用） | D_{river} ：河川ドリフト率（%） | 0.2 |
| | | Z_{river} ：河川ドリフト面積（ha） | 0.11 |
| 地上防除/航空防除の別 | 地上防除 | R_u ：畑地からの農薬流出率（%） | 0.02 |
| 使用方法 | 散布 | A_p ：農薬使用面積（ha） | 37.5 |
| 総使用回数 | 4 回 | F_u ：施用方法による農薬流出補正係数 | 1 |

（2）水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC (mg/L) |
|-------------------|--------------------------------|
| 水田使用時 | 適用なし |
| 非水田使用時(第 1 段階) | 0.0005053... |
| うち地表流出寄与分 | 0.0005031... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.0000021... |
| 合 計 ¹⁾ | 0.0005053 ... ÷ 0.00051 (mg/L) |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

．総合評価

1．水質汚濁に係る登録基準値

| | |
|------------------------------------|--|
| 登録基準値 | 0.01 mg/L |
| 以下の算出式により登録基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| 0.004 (mg/kg 体重/日) 非食用農薬 ADI | × 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.0106...(mg/L) 体重 10%配分 飲料水摂取量 |

¹⁾ 登録基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 1 桁（非食用農薬 ADI の有効数字桁数）とし、2 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|-----------|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | 0.1 mg/L |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | 0.01 mg/L |
| ゴルフ場指導指針 ⁴⁾ | なし |
| WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値（対象農薬）。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について」（平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された水濁指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

2．リスク評価

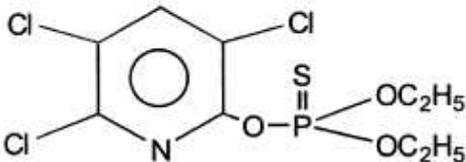
水濁 PEC は 0.00051 mg/L であり、登録基準値 0.01 mg/L を超えないことを確認した。

水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料

クロルピリホス

・ 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

| | | | | | |
|----------------|--|-----|-------|---------|-----------|
| 化学名 (IUPAC) | O, O - ジエチル O - (3 , 5 , 6 - トリクロロピリジン - 2 - イル) ホスホロチオエート | | | | |
| 分子式 | C ₉ H ₁₁ Cl ₃ NO ₃ PS | 分子量 | 350.6 | CAS NO. | 2921-88-2 |
| 構造式 |  | | | | |

2. 作用機構等

クロルピリホスは、有機リン系の殺虫剤であり、その作用機構は中枢神経系のアセチルコリンエステラーゼ活性阻害作用である。

本邦での初回登録は 1971 年である。

製剤は粒剤、水和剤、乳剤が、適用農作物等は果樹、野菜、いも、豆、樹木、花き等がある。

原体の輸入量は 59.8 t (平成 27 年度)、51.6 t (平成 28 年度)、62.4 t (平成 29 年度)であった。

年度は農薬年度（前年 10 月～当該年 9 月）、出典：農薬要覧-2018-（（一社）日本植物防疫協会）

3 . 各種物性等

| | | | |
|--------|---|----------------|---|
| 外観・臭気 | 白色結晶、メルカプタン臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}} = 1,700 - 11,000$ (25) |
| 融点 | 42 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 4.70$ (20) |
| 沸点 | 測定不能 (180 から発熱分解) | 生物濃縮性 | $BCF_{ss} = 1,400$ (0.37 $\mu\text{g/L}$) |
| 蒸気圧 | $2.7 \times 10^{-3} \text{Pa}$ (25) | 密度 | 1.5 g/cm^3 (21) |
| 加水分解性 | 半減期 72 日 (25 、 pH5、7) 16 日 (25 、 pH9) | 水溶解度 | $9.41 \times 10^{-1} \text{ mg/L}$ (25) |
| 水中光分解性 | 半減期 北緯 40° 夏季換算 26.5 - 38.0 日 (滅菌緩衝液、pH7.0、25 ~ 26 、 1.50 W/m ² 、300 - 320 nm) 北緯 40° 夏季換算 26.4 日 (滅菌緩衝液、pH7.0、21 、 自然太陽光) 北緯 40° 夏季換算 33.8 日 (自然水、pH7.6、20 、 自然太陽光) | | |

. 安全性評価

| | |
|---|------------------|
| 一日摂取許容量 (ADI) | 0.001 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 30 年 7 月 24 日付けで、クロルピリホスの ADI を 0.001 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値は各試験で得られた無毒性量のうち最小値 0.1 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p> | |

．水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1．製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム（（独）農林水産消費安全技術センター）によれば、本農薬は製剤として粒剤、水和剤、乳剤があり、適用農作物等は果樹、野菜、いも、豆、樹木、花き等がある。

2．水濁 PEC の算出

（1）非水田使用時の水濁 PEC（第 1 段階）

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

| PEC 算出に関する使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|----------------------------|---|---|-------|
| 適用農作物等 | 果樹 | I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g/ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値 (製剤の密度は 1 g/mL として算出)) | 1,750 |
| 剤 型 | 75%水和剤 | | |
| 当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 算出値 | 233.3 mL/10a (3,000 倍希釈した薬液を 10a 当たり 700 L 使用) | N_{app} : 総使用回数 (回) | 5 |
| | | D_{river} : 河川ドリフト率 (%) | 5.8 |
| | | Z_{river} : 河川ドリフト面積 (ha) | 0.11 |
| 地上防除/航空防除の別 | 地上防除 | R_u : 畑地からの農薬流出率 (%) | 0.02 |
| 使用方法 | 散布 | A_p : 農薬使用面積 (ha) | 37.5 |
| 総使用回数 | 5 回 | F_u : 施用方法による農薬流出補正係数 | 1 |

（2）水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC (mg/L) |
|-------------------|-------------------------------|
| 水田使用時 | 適用なし |
| 非水田使用時(第 1 段階) | 0.0001371... |
| うち地表流出寄与分 | 0.0001222... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.0000148... |
| 合 計 ¹⁾ | 0.0001371... ÷ 0.00014 (mg/L) |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

・総合評価

1. 水質汚濁に係る登録基準値

| | |
|---|-----------------|
| 登録基準値 | 0.002 mg/L |
| 以下の算出式により登録基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| 0.001 (mg/kg 体重/日) × 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.0026... (mg/L) | |
| ADI | 体重 10%配分 飲料水摂取量 |

¹⁾ 登録基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 1 桁（ADI の有効数字桁数）とし、2 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|------------|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | なし |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | 0.003 mg/L |
| ゴルフ場指導指針 ⁴⁾ | 0.02 mg/L |
| WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | 0.03 mg/L |

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値（対象農薬）。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について」（平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された水濁指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

2. リスク評価

水濁 PEC は 0.00014 mg/L であり、登録基準値 0.002 mg/L を超えないことを確認した。

（参考）食品経由の農薬推定一日摂取量と対 ADI 比

| | |
|--------------------|-------------|
| 農薬推定一日摂取量 (mg/人/日) | 対 ADI 比 (%) |
| 19.9 | 36.1 |

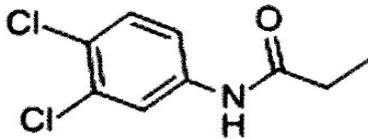
出典：平成 30 年 12 月 26 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料

水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料

プロパニル

・ 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

| | | | | | |
|----------------|--|-----|-------|---------|----------|
| 化学名 (IUPAC) | 3', 4' - ジクロロプロピオンアニリド | | | | |
| 分子式 | C ₉ H ₉ Cl ₂ NO | 分子量 | 218.1 | CAS NO. | 709-98-8 |
| 構造式 |  | | | | |

2. 作用機構等

プロパニルは、除草剤であり、主として植物の光合成を阻害し除草効果を発現する。

本邦での初回登録は 1961 年である。

2007 年に登録が失効しているが、新たに製剤は乳剤が、適用農作物等は稲として登録申請がされている。

3 . 各種物性等

| | | | |
|--------|--|-------------------|--|
| 外観・臭気 | 白色針状結晶、 やや強い刺激臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}OC} = 580 - 700$ (25 、 滅菌土壌) |
| 融点 | 91.0 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 3.20$ (20) |
| 沸点 | 351 | 生物濃縮性 | - |
| 蒸気圧 | 7.75×10^{-2} Pa (70) 2.38×10^{-1} Pa (80) 6.90×10^{-1} Pa (90) | 密度 | 1.2 g/cm^3 (25) |
| 加水分解性 | 5 日間安定 (50 ; pH4、7、9) | 水溶解度 | 95.0 mg/L (20 、 pH6.7) |
| 水中光分解性 | 半減期 103.3 日 (東京春季太陽光換算 161 日) (滅菌緩衝液、pH7、24 、 106.55 W/m^2 、200 - 650 nm) 23.6 日 (東京春季太陽光換算 52.1 日) (自然水、pH7.6、25 、 17.2 W/m^2 、300 - 400nm) | | |

. 安全性評価

| | |
|---|------------------|
| 一日摂取許容量 (ADI) | 0.016 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 30 年 12 月 4 日付けで、プロパニルの ADI を 0.016 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値は各試験で得られた無毒性量及び最小毒性量のうち最小値 5 mg/kg 体重/日を安全係数 300 (最小毒性量を用いたことによる追加係数 : 3) で除して設定された。</p> | |

・水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1．製剤の種類及び適用農作物等

申請者より提出された申請資料によれば、本農薬は製剤として乳剤が、適用農作物等は稲として登録申請されている。

2．水濁 PEC の算出

(1) 水田使用時の水濁 PEC（第 2 段階）

水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 2 段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

| PEC 算出に関する使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|------------------------|---|---|-------|
| 適用農作物等 | 稲 | I : 単回・単位面積当たりの有効成分量（有効成分 g/ha） （左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値（製剤の密度は 1 g/mL として算出）） | 3,850 |
| 剤 型 | 35% 乳剤 | N_{app} : 総使用回数（回） | 1 |
| 当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 | 1,100 mL/10a （10a 当たり、薬剤 1,100 mL を希釈水 50 L に添加して使用） | ドリフト量 | 考慮 |
| | | A_p : 農薬使用面積（ha） | 50 |
| 地上防除/航空防除の別 | 地上防除 | fp : 施用方法による農薬流出補正係数 | 0.5 |
| 使用方法 | 雑草茎葉散布 | 止水期間 | 7 |
| 総使用回数 | 1 回 | $K_{F^{ads}_{oc}}$: 土壌吸着係数 | 考慮せず |
| 水質汚濁性試験成績（mg/L） | | | |
| 0 日 | | 4.36 | |
| 1 日 | | 1.6 | |
| 3 日 | | 0.101 | |
| 7 日 | | <0.001 | |
| 14 日 | | <0.001 | |

（ 2 ）水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC (mg/L) |
|-------------------|---------------------------------------|
| 水田使用時(第 2 段階) | 0.0006440 ... |
| 非水田使用時 | 適用なし |
| 合 計 ¹⁾ | 0.0006440 ... ÷ <u>0.00064 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

総合評価

1. 水質汚濁に係る登録基準値

| | |
|------------------------------------|---|
| 登録基準値 | 0.042 mg/L |
| 以下の算出式により登録基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| 0.016 (mg/kg 体重/日) | × 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.0426...(mg/L) |
| ADI | 体重 10%配分 飲料水摂取量 |

¹⁾ 登録基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|-----------|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | なし |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | 0.04 mg/L |
| ゴルフ場指導指針 ⁴⁾ | なし |
| WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値（その他農薬）。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について」（平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された水濁指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

2. リスク評価

水濁 PEC は 0.00064 mg/L であり、登録基準値 0.042 mg/L を超えないことを確認した。

平成 31 年 3 月 14 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 69 回）
2, 4 - D イソプロピルアミン塩（2, 4 - P A イソプロピルアミン塩）、
2, 4 - D エチル（2, 4 - P A エチル）、
2, 4 - D ジメチルアミン塩（2, 4 - P A ジメチルアミン塩）及び
2, 4 - D ナトリウム塩一水化物（2, 4 - P A ナトリウム塩一水化物）

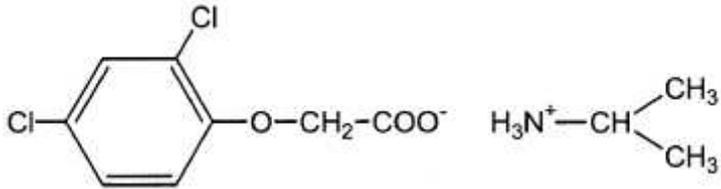
水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料

2, 4 - D イソプロピルアミン塩（2, 4 - P A イソプロピルアミン塩）、
 2, 4 - D エチル（2, 4 - P A エチル）、
 2, 4 - D ジメチルアミン塩（2, 4 - P A ジメチルアミン塩）及び
 2, 4 - D ナトリウム塩一水化物（2, 4 - P A ナトリウム塩一水化物）

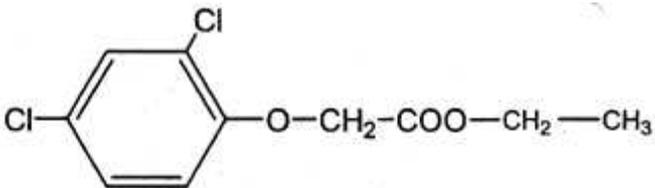
・評価対象農薬の概要

1. 物質概要

(1) 2, 4 - D イソプロピルアミン塩

| | | | | | |
|----------------|--|-----|-------|---------|-----------|
| 化学名 (IUPAC) | (2, 4 - ジクロロフェノキシ) 酢酸イソプロピルアンモニウム | | | | |
| 分子式 | C ₁₁ H ₁₅ Cl ₂ NO ₃ | 分子量 | 280.2 | CAS NO. | 5742-17-6 |
| 構造式 |  | | | | |

(2) 2, 4 - D エチル

| | | | | | |
|----------------|--|-----|-------|---------|----------|
| 化学名 (IUPAC) | (2, 4 - ジクロロフェノキシ) 酢酸エチル | | | | |
| 分子式 | C ₁₀ H ₁₀ Cl ₂ O ₃ | 分子量 | 249.1 | CAS NO. | 533-23-3 |
| 構造式 |  | | | | |

平成 31 年 3 月 14 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 69 回）
2, 4 - D イソプロピルアミン塩（2, 4 - PA イソプロピルアミン塩）、
2, 4 - D エチル（2, 4 - PA エチル）、
2, 4 - D ジメチルアミン塩（2, 4 - PA ジメチルアミン塩）及び
2, 4 - D ナトリウム塩一水化物（2, 4 - PA ナトリウム塩一水化物）

（ 3 ） 2, 4 - D ジメチルアミン塩

| | | | | | |
|----------------|---|-----|-------|---------|-----------|
| 化学名 (IUPAC) | (2, 4 - ジクロロフェノキシ) 酢酸ジメチルアンモニウム | | | | |
| 分子式 | C ₁₀ H ₁₃ Cl ₂ NO ₃ | 分子量 | 266.1 | CAS NO. | 2008-39-1 |
| 構造式 | | | | | |

（ 4 ） 2, 4 - D ナトリウム塩一水化物

| | | | | | |
|----------------|--|-----|-------|---------|-----------|
| 化学名 (IUPAC) | (2, 4 - ジクロロフェノキシ) 酢酸ナトリウム塩一水化物 | | | | |
| 分子式 | C ₈ H ₇ Cl ₂ NaO ₄ | 分子量 | 261.0 | CAS NO. | 7084-86-8 |
| 構造式 | | | | | |

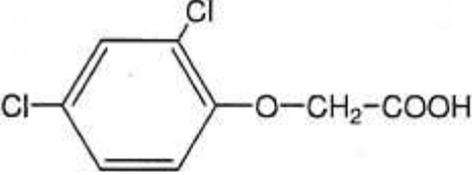
<注>

（ 1 ）～（ 4 ）の物質については、以下の理由から 2, 4 - D として基準値を設定することとする。

- ・（ 1 ）（ 3 ）（ 4 ）の物質は水系では 2, 4 - D のイオンとして存在すること
- ・（ 2 ）の物質は水系で加水分解により 2, 4 - D のイオンとなること
- ・食品安全委員会における 2, 4 - D の評価において、2, 4 - D の酸体とともに（ 1 ）～（ 4 ）の物質を含む 2, 4 - D の塩及びエステル体の毒性試験成績等を用いた評価が行われたこと

平成 31 年 3 月 14 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 69 回）
2, 4 - D イソプロピルアミン塩（2, 4 - PA イソプロピルアミン塩）、
2, 4 - D エチル（2, 4 - PA エチル）、
2, 4 - D ジメチルアミン塩（2, 4 - PA ジメチルアミン塩）及び
2, 4 - D ナトリウム塩一水化物（2, 4 - PA ナトリウム塩一水化物）

2, 4 - D

| | | | | | |
|----------------|--|-----|-------|---------|---------|
| 化学名 (IUPAC) | (2, 4 - ジクロロフェノキシ) 酢酸 | | | | |
| 分子式 | C ₈ H ₆ Cl ₂ O ₃ | 分子量 | 221.0 | CAS NO. | 94-75-7 |
| 構造式 |  | | | | |

2. 作用機構等

2, 4 - D は、オーキシン様作用を有するホルモン型の選択性除草剤で、その作用機構はオーキシン様作用による植物分裂組織の異常活性化とそれに伴う奇形の発生、呼吸の異常促進等による生理機能の攪乱と考えられている。

原体の国内生産量は、2, 4 - D ナトリウム塩一水化物 2.0 t (平成 27 年度)、165.0 t (平成 29 年度)、2, 4 - D エチル 2.0 t (平成 28 年度)、輸入量は、2, 4 - D ナトリウム塩一水化物 120.0 t (平成 27 年度)、120.0 t (平成 28 年度) であった。

年度は農薬年度（前年 10 月～当該年 9 月）、出典：農薬要覧-2018-（（一社）日本植物防疫協会）

(1) 2, 4 - D イソプロピルアミン塩

本邦での初回登録は 2005 年である。

製剤は液剤が、適用農作物等は樹木等がある。

(2) 2, 4 - D エチル

本邦での初回登録は 1954 年である。

製剤は粒剤が、適用農作物等は稲がある。

(3) 2, 4 - D ジメチルアミン塩

本邦での初回登録は 1951 年である。

製剤は液剤が、適用農作物等は稲、飼料作物、芝、樹木等がある。

(4) 2, 4 - D ナトリウム塩一水化物

本邦での初回登録は 1950 年である。

製剤は粒剤及び水溶剤が、適用農作物等は稲、芝、樹木等がある。

平成 31 年 3 月 14 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 69 回）
2, 4 - D イソプロピルアミン塩（2, 4 - PA イソプロピルアミン塩）、
2, 4 - D エチル（2, 4 - PA エチル）、
2, 4 - D ジメチルアミン塩（2, 4 - PA ジメチルアミン塩）及び
2, 4 - D ナトリウム塩一水化物（2, 4 - PA ナトリウム塩一水化物）

3. 各種物性等

(1) 2, 4 - D イソプロピルアミン塩、2, 4 - D ジメチルアミン塩及び 2, 4 - D ナトリウム塩一水化物

| | | | |
|--------|---|----------------|--|
| 外観・臭気 | (2, 4 - D イソプロピルアミン塩) 白色粉末固体、 フェノール臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}} = 100 - 310(25)$ |
| | (2, 4 - D ジメチルアミン塩) 白色粒状固体、 フェノール臭 | | |
| | (2, 4 - D ナトリウム塩一水化物) 白色粉末固体、無臭 | | |
| | (2, 4 - D) 白色粉末固体、 フェノール臭 | | |
| 融点 | 139.2 | オクタノール / 水分配係数 | $\log P_{ow} = 2.58(25, pH1)$ $0.33(25, pH5)$ $- 0.75(25, pH7)$ $- 0.99(25, pH9)$ |
| 沸点 | 260 以上で分解のため測定不能 | 生物濃縮性 | |
| 蒸気圧 | $1.9 \times 10^{-5} Pa (25)$ | 密度 | $1.6 g/cm^3 (20)$ |
| 加水分解性 | 5 日間安定 (50、90、pH4、7、9) | 水溶解度 | $3.1 \times 10^2 mg/L (25, pH1)$ $2.0 \times 10^4 mg/L (25, pH5)$ $2.3 \times 10^4 mg/L (25, pH7)$ $3.4 \times 10^4 mg/L (25, pH9)$ |
| 水中光分解性 | 半減期 12.98 日 (東京春季太陽光換算 6.1 日) (滅菌緩衝液、pH7、24.8、6.3 W/m ² 、300 - 400 nm) 26.7 時間 (自然水、15 - 25、51W/m ² 、365 nm) 22.4 時間 (蒸留水、15 - 25、51W/m ² 、365 nm) | | |
| pKa | 3.0 (25) | | |

外観・臭気以外の物性は、2, 4 - D の値

平成 31 年 3 月 14 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 69 回）
2, 4 - D イソプロピルアミン塩（2, 4 - PA イソプロピルアミン塩）、
2, 4 - D エチル（2, 4 - PA エチル）、
2, 4 - D ジメチルアミン塩（2, 4 - PA ジメチルアミン塩）及び
2, 4 - D ナトリウム塩一水化物（2, 4 - PA ナトリウム塩一水化物）

（2）2, 4 - D エチル

| | | | |
|--------|---|----------------|-----------------------------|
| 外観・臭気 | 無色液体、甘い果実臭に類似した芳香臭（微臭） | 土壌吸着係数 | 測定不能 |
| 融点 | 12.8 | オクタノール / 水分配係数 | logPow = 3.33 (23) |
| 沸点 | 296.5 | 生物濃縮性 | |
| 蒸気圧 | 5.1×10^{-4} Pa (25) | 密度 | 1.3 g/cm ³ (20) |
| 加水分解性 | 推定半減期 433 日 (25、pH4) 半減期 11.5 日 (25、pH7) 4.5 時間 (25、pH9) | 水溶解度 | 80.2 mg/L (20) |
| 水中光分解性 | 半減期 30.7 時間 (自然水、15 - 25、51 W/m ² 、365 nm) 43.3 時間 (蒸留水、15 - 25、51 W/m ² 、365 nm) | | |

・安全性評価

| | |
|--|-------------------|
| 一日摂取許容量 (ADI) | 0.0099 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 29 年 5 月 16 日付けで、2, 4 - D¹⁾の ADI を 0.0099 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。²⁾</p> <p>なお、この値は各試験で得られた無毒性量のうち最小値 0.99 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p> | |

¹⁾ 2, 4 - D の酸体、2, 4 - D の塩及びエステル体の毒性試験成績等を用いた評価が行われた。

²⁾ 2, 4 - D イソプロピルアミン塩は、本邦では非食用農作物専用農薬であり、非食用農作物専用農薬安全性評価検討会（平成 31 年 2 月 22 日開催）において「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録基準の設定方針」（平成 24 年 10 月 30 日農薬小委員会了承）に基づき検討し、食品安全委員会で設定した ADI を水質汚濁に係る登録基準の設定に用いることとされた。

平成 31 年 3 月 14 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 69 回）
2, 4 - D イソプロピルアミン塩（2, 4 - PA イソプロピルアミン塩）、
2, 4 - D エチル（2, 4 - PA エチル）、
2, 4 - D ジメチルアミン塩（2, 4 - PA ジメチルアミン塩）及び
2, 4 - D ナトリウム塩一水化物（2, 4 - PA ナトリウム塩一水化物）

・水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム（（独）農林水産消費安全技術センター）によれば、本農薬の製剤および適用農作物等は以下のとおりである。

（1）2, 4 - D イソプロピルアミン塩

製剤は液剤が、適用農作物等は樹木等がある。

（2）2, 4 - D エチル

製剤は液剤が、適用農作物等は稲がある。

（3）2, 4 - D ジメチルアミン塩

製剤は液剤が、適用農作物等は稲、飼料作物、芝、樹木等がある。

（4）2, 4 - D ナトリウム塩一水化物

製剤は粒剤及び水溶剤が、適用農作物等は稲、芝、樹木等がある。

平成 31 年 3 月 14 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 69 回）
2, 4 - D イソプロピルアミン塩（2, 4 - PA イソプロピルアミン塩）、
2, 4 - D エチル（2, 4 - PA エチル）、
2, 4 - D ジメチルアミン塩（2, 4 - PA ジメチルアミン塩）及び
2, 4 - D ナトリウム塩一水化物（2, 4 - PA ナトリウム塩一水化物）

2. 水濁 PEC の算出

本農薬の製剤は、各製剤の使用法とともに、「2, 4 - PA を含む農薬の総使用回数」が設定されていることから、各製剤及びそれらの併用の中で PEC が最も高くなる使用法について PEC を算出する。なお、本農薬は環境中では 2, 4 - D として存在することから、2, 4 - D としての PEC を算出することとする。

(1) 水田使用時の PEC（第 1 段階）

水田使用時において、PEC が最も高くなる使用法（下表左欄）について、第 1 段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

| PEC 算出に関する使用法 | | 各パラメーターの値 | |
|---------------------|---|--|-------|
| 適用農作物等 | 稲 | I: 単回・単位面積当たりの有効成分量（有効成分 g/ha） （左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値 （製剤の密度は 1 g/mL として算出）） | 558.9 |
| 剤 型 | 2,4-PA エチル 1.4%粒剤 | | |
| 当該剤の単回・単位面積あたり最大使用量 | 4,500 g/10a | | |
| 地上防除/航空防除の別 | 地上防除 | N_{app} : 総使用回数（回） | 1 |
| 使用法 | 湛水散布 （あらかじめ水田の水の出入りをとめ、湛水のまま 10a 当たり所定量を全面に均一散布） | A_p : 農薬使用面積（ha） | 50 |
| 総使用回数 | 1 回 | | |

2, 4 - D 換算値

平成 31 年 3 月 14 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 69 回）
2, 4 - D イソプロピルアミン塩（2, 4 - PA イソプロピルアミン塩）、
2, 4 - D エチル（2, 4 - PA エチル）、
2, 4 - D ジメチルアミン塩（2, 4 - PA ジメチルアミン塩）及び
2, 4 - D ナトリウム塩一水化物（2, 4 - PA ナトリウム塩一水化物）

(2) 非水田使用時の水濁 PEC（第 1 段階）

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

| PEC 算出に関する使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|---------------------|--------------------------|---|--------|
| 適用農作物等 | 樹木等 | I : 単回・単位面積当たりの有効成分量（有効成分 g/ha） （左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値（製剤の密度は 1 g/mL として算出）） | 12,701 |
| 剤 型 | 2,4-PA ナトリウム塩 6.0%粒剤 | N_{app} : 総使用回数（回） | 3 |
| 当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 | 25,000 g/10a | D_{river} : 河川ドリフト率（%） | 0 |
| | | Z_{river} : 河川ドリフト面積（ha） | 0.11 |
| 地上防除/航空防除の別 | 地上防除 | R_u : 畑地からの農薬流出率（%） | 0.02 |
| 使用方法 | 植栽地を除く樹木等の 周辺地に全面均一散布 | A_p : 農薬使用面積（ha） | 37.5 |
| 総使用回数 | 3 回 | F_u : 施用方法による農薬流出補正係数 | 1 |

2, 4 - D 換算値

(3) 水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC (mg/L) |
|-------------------|------------------------------------|
| 水田使用時(第 1 段階) | 0.007440... |
| 非水田使用時(第 1 段階) | 0.000583... |
| うち地表流出寄与分 | 0.000583... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.000000... |
| 合 計 ¹⁾ | 0.008023... ≒ <u>0.0080 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

平成 31 年 3 月 14 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 69 回）
2, 4 - D イソプロピルアミン塩（2, 4 - PA イソプロピルアミン塩）、
2, 4 - D エチル（2, 4 - PA エチル）、
2, 4 - D ジメチルアミン塩（2, 4 - PA ジメチルアミン塩）及び
2, 4 - D ナトリウム塩一水化物（2, 4 - PA ナトリウム塩一水化物）

・総合評価

1. 水質汚濁に係る登録基準値

| | |
|------------------------------------|---|
| 登録基準値 | 0.026 mg/L |
| 以下の算出式により登録基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| 0.0099 (mg/kg 体重/日) ADI | × 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.0263... (mg/L) 体重 10%配分 飲料水摂取量 |

¹⁾ 登録基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

< 参考 > 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|--|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | 2, 4 - D として 0.3 mg/L |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | (2, 4 - D (2, 4 - PA)) 0.02 mg/L |
| ゴルフ場指導指針 ⁴⁾ | なし |
| WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | (2, 4 - D) 0.03 mg/L |

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値（対象農薬）。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について」（平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された水濁指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition (2,4-D の塩とエステルは水中で急速に加水分解されて遊離酸となるため、ガイドライン値は 2,4-D としての値)

2. リスク評価

水濁 PEC は 0.0080 mg/L であり、登録基準値 0.026 mg/L（2, 4 - D として）を超えないことを確認した。

平成 31 年 3 月 14 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 69 回）
2, 4 - D イソプロピルアミン塩（2, 4 - PA イソプロピルアミン塩）、
2, 4 - D エチル（2, 4 - PA エチル）、
2, 4 - D ジメチルアミン塩（2, 4 - PA ジメチルアミン塩）及び
2, 4 - D ナトリウム塩一水化物（2, 4 - PA ナトリウム塩一水化物）

（参考）食品経由の農薬推定一日摂取量と対 ADI 比

| 農薬推定一日摂取量 (mg/人/日) | 対 ADI 比 (%) |
|--------------------|-------------|
| 0.0544 | 10.0 |

2, 4 - D として(残留の規制対象: 2, 4 - D 並びにその塩及びエステル体)

出典:平成 30 年 6 月 12 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料